

一般社団法人成年後見支援センターヒルフェについて

東京都行政書士会は、平成17年より成年後見センターを設置し、社会貢献活動を行って参りました。そして、平成22年12月、成年後見制度の利用支援事業並びに成年後見業務等の普及促進事業を専門的に取り行うため、独立した専門職団体として、『一般社団法人成年後見支援センターヒルフェ』（以下社団ヒルフェといいます。）を設立しました。

「ヒルフェ」とは、ドイツ語で「助け合い」を意味します。成年後見制度の利用を望む方々の生活を支え、様々の社会サービスをご本人につなげていくために、ご本人に寄り添い・サポートしていく心を表現しています。社団ヒルフェは、その名前に恥じぬよう、成年後見制度の利用を望む方々の権利の擁護及び福祉の増進に寄与するため、地域社会や関係諸団体の皆様とも継続的に連携・協力して参ります。

社団ヒルフェの会員は、専門職後見人等として必要とされる基礎知識、倫理を身に付けるべく、所定の研修課程を修了した者で構成されております。私たち会員は、継続して自己研鑽を図りながら、更に質の高いサービスが提供できるよう努めて参りますので、皆様の暖かいご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。